

= 令和8年10月定期募集 =

都城市営住宅入居申込み要項

◎次の各項をお読みになり、都城市営住宅入居申込書に必要事項を記入および書類添付の上お申込みください。

入居申込み期間：9月28日（月）～10月5日（月）16時30分まで

【入居条件】

- ① 都城市に住所があり、生活していること。もしくは住所はないが、都城市に住むことを希望していること。
※ 抽選に参加できるのは、都城市に引き続き3ヶ月以上住んでいる方になります。
- ② 現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者含む）がいること
※ 婚約予定の方は、申込日から3ヶ月以内に結婚（入籍）することが条件になります。
※ 単身で入居できる住宅もあります（別途条件あり）。
※ 別居中の方（離婚予定など）、入居のために世帯分離をしている等の不自然な世帯での申込みはできません。
- ③ 入居者及び同居親族の過去1年間の収入が基準以下であること（下表参照）
- ④ 住宅に困窮していることが明らかなこと
※ 持ち家（共有名義含む）のある方、公営住宅（市営・県営）に住んでいる方は申込みができません。
- ⑤ 市町村税などを滞納していないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと

【収入基準】 ※この金額は目安です。詳細については、担当職員にご確認ください。

区 分		住む人数および世帯の総収入額（税込み）単位：円（ ）内は月収						収入基準
		1名	2名	3名	4名	5名	6名	政令月収
入居 収入 基準	一般階層	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)	5,423,999 (451,999)	158,000 円 以下
	裁量階層	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)	6,263,999 (521,999)	214,000 円 以下
	高齢者・障がい者等							

【その他】

- ① 申込みができるのは、1世帯につき1団地（1戸）に限ります。
- ② 駐車場は、1戸あたり1台のスペースしかありません。2台目以降の駐車スペースは、自己の責任で団地外に確保してください。
- ③ ペットの飼育は一切禁止です。（餌を与える行為、一時的に預かる行為を含む）
- ④ 公民館への加入を推進しています。

【1】募集团地一覧（本庁）

団地名	構造	階数	棟-部屋番号	間取り	建設年	募集	家賃	住所	問合先
川崎団地	中耐	3	50-2 棟-30	2 L D K	S 5 0	単身可	14,800～29,100	鷹尾四丁目	本庁
西之前団地	中耐	1	59-1 棟-1	3 D K	S 5 9	一般	18,000～35,500	下川東二丁目	本庁
菖蒲原団地	中耐	2	2-2 棟-16	3 D K	H 2	一般	17,900～35,200	菖蒲原町	本庁
内堀東団地	耐二	1	7-1 棟-2	3 D K	H 7	一般	19,800～39,000	鷹尾三丁目	本庁
北鷹尾団地	耐二	2	5-2 棟-57	3 D K	H 5	一般	20,400～40,100	鷹尾五丁目	本庁
内堀団地	耐二	1	6-2 棟-68	3 D K	H 6	一般	20,500～40,200	鷹尾四丁目	本庁
蓑原団地	中耐	1	14-2 棟-43	1 D K	H 1 4	60歳以上	11,300～22,300	蓑原町	本庁
一万城団地	中耐	3	11-2 棟-156	2 L D K	H 1 1	一般	23,300～45,800	一万城町	本庁
一万城団地	中耐	3	11-2 棟-162	2 L D K	H 1 1	一般	23,500～46,100	一万城町	本庁
一万城団地	高耐	1	16-1 棟-264	2 D K	H 1 7	単身可	15,200～29,900	上長飯町	本庁
都原団地	中耐	5	R6 棟-503	2 D K	R 7	一般	19,200～37,600	都原町	本庁
都北団地	簡平	1	49-6 棟-58	2 K	S 4 9	単身可	6,500～12,800	都北町	本庁
中道団地	中耐	3	11-1 棟-6	3 D K	H 1 1	一般	23,700～46,600	上水流町	本庁
沖水団地	中耐	2	7-2 棟-15	3 D K	H 7	一般	20,500～40,300	都北町	本庁
宮丸西団地	中耐	2	56-3 棟-163	3 D K	S 5 6	一般	15,100～29,800	鷹尾一丁目	本庁
志和池団地	木造	1	62-0 棟-5	3 D K	S 6 2	一般	13,100～25,700	上水流町	本庁

【2】募集团地一覧（各総合支所）

団地名	構造	階数	棟-部屋番号	間取り	建設年	募集	家賃	住所	問合せ先
花木第3団地	中耐	1	2-1 棟-107	2DK	R2	一般	18,800～36,900	山之口町花木	山之口
花木第3団地	中耐	1	4-2 棟-106	2DK	R4	一般	18,900～37,000	山之口町花木	山之口
花木第3団地	中耐	2	4-2 棟-201	1DK	R4	単身可	12,100～23,700	山之口町花木	山之口
花木第3団地	中耐	2	4-2 棟-202	1DK	R4	単身可	12,000～23,700	山之口町花木	山之口
花木第3団地	中耐	2	4-2 棟-204	2DK	R4	一般	18,900～37,100	山之口町花木	山之口
花木第3団地	中耐	5	4-2 棟-507	2DK	R4	一般	18,900～37,200	山之口町花木	山之口
花木第1団地	中耐	1	7-3 棟-106	2LDK	H7	一般	22,100～43,500	山之口町花木	山之口
丸岡団地	中耐	1	2-1 棟-104	3DK	H2	一般	19,400～38,100	山之口町山之口	山之口
第2軍神原団地	簡平	1	52-7 棟-3	3K	S52	一般	8,700～17,000	高城町穂満坊	高城
第3鳥井前団地	簡平	1	50-10 棟-1	3K	S50	一般	7,500～14,800	高城町穂満坊	高城
高崎新田駅前団地	中耐	3	A 棟-302	3LDK	H13	一般	25,800～50,700	高崎町大牟田	高崎
高崎中央団地	中耐	3	7-1 棟-32	3DK	H8	一般	21,900～43,100	高崎町大牟田	高崎

注1:「単身可」…単身入居可。ただし、単身入居申請には、60歳以上の人、身体障がい者手帳1～4級、生活保護受給者、ハンセン病療養所入所者等の条件が必要です。

注2:「60歳以上」…60歳以上の世帯のみ申込可。単身入居可。

【注意事項】

- ① 募集の内容は、都合により変更する場合があります。
- ② 申込みは、一世帯につき一団地（一戸）に限ります。
- ③ 家賃は、世帯の収入によって決まります。
- ④ 連帯保証人が遠方にお住まいの際は、日程を考慮の上、契約書などの手続きを進めていただくようお願いいたします。

※ **家賃の他に、次に掲げる費用が必要になります。**

- ☐ 電気・ガス・水道および下水道の使用料
- ☐ 汚物等の処理に要する費用
- ☐ 共同施設、エレベーター、給水施設および污水处理施設の使用または維持管理に要する費用
- ☐ 条例第21条第1項に規定するもの以外の市営住宅および共同施設の修繕に要する費用
- ☐ 市営住宅入居の際の畳の表替え、ふすまの張替え等に要する費用（退去時精算）

【3】提出書類について

入居申込み時 ※提出期限:9月28日(月)～10月5日(月)午後4時30分まで

	該当する方	提出書類	備考
○	全 員	市営住宅入居申込書(誓約書)	住宅施設課(市役所3階) 各総合支所産業建設課
○		税金の滞納がない証明書 ※納税証明書ではありません 市内在住の方で納税状況調査に 同意する場合は省略可	市民課(市役所1階) 各総合支所地域生活課 各地区市民センター
	令和8年1月以降に転職・就職した人	収入証明書または給与証明書	勤務先
	失業中の人	雇用保険受給者資格者証または離職票	公共職業安定所
	退職予定の人	退職予定証明書	勤務先
	生活保護受給者	保護証明書	保護課
	単身入居の人	入居資格認定のための申立書 ※該当者のみ	住宅施設課 各総合支所産業建設課

※ マイナンバー(個人番号)の提示と本人確認書類が必要となります。

※ 税金の滞納のない証明は、過去から現在までに滞納がないことの証明です。都城市へ転入後 1 年未満の場合は、

① 転入前の住所地での「税金の滞納がない証明」

(様式がない場合は、転入前の住所地の過去 3 年分の納税証明書)

② 都城市の「税金の滞納がない証明書」 の2箇所分必要です。

※ 都城市の税金(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)に滞納のない人は、都城市分の「税金の滞納がない証明書」の提出を省略できる場合があります。

※ 上記のほかに必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【4】抽選会について

申込者数が募集部屋数より多い団地については抽選を行います。抽選に参加できるのは、都城市に引き続き3ヶ月以上住んでいる申込者です。

抽選会は、10月9日(金)午前9:30会場は中央公民館大会議室(本庁管内分)又は各総合支所(各総合支所管内分)で行います。なお、当選された方は当日の午後2:00～午後3:30の間に下見をしていただきます。原則、抽選会には申込みされた人全員に参加していただきますが、抽選の必要のない人には別途連絡をいたします。

また、都城市営住宅条例第9条第5項に基づき、20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の人は抽選倍率の優遇が受けられます。

【5】補欠期間について

抽選に外れた場合は補欠者として登録され、次の定期募集の申込み受付開始の前日までに空いた部屋(申し込んだ団地と同じ団地、同じ条件の部屋に限る)を順次ご紹介いたします。ただし、それまでの間に他の団地へ入居申込みをした場合、その時点で補欠者としての権利を失います。

【6】入居審査について※提出期限:10月13日(火)～10月16日(金)午後4時30分まで

抽選会で当選された方が、入居要件を満たしているかどうかの審査を行います。

- ① 書類を審査し、入居要件を満たしていることを確認した時点で契約の手続きに入ります。
- ② 書類審査の結果、入居要件を満たしていないことが判明した場合、または期限内に書類の提出がない場合は申込みを取り消しますのでご了承ください。

(提出書類)

	該当者する方	提出書類	備考
○	全員	(無)資産証明書 (持ち家がない証明) <u>市内在住の方で資産状況調査に 同意する場合は省略可</u>	市民課、資産税課 各総合支所地域生活課 各地区市民センター
	婚約中の人	婚約証明書	
	単身入居の人	戸籍謄本	市民課 各総合支所地域生活課
	母(父)子世帯の人	戸籍謄本	市民課 各総合支所地域生活課
		児童扶養手当証書	こども政策課(市役所1階)
	心身障がい者の人	身体障害者手帳等	
	立ち退き要求を受けている人	事実を証明する書類	
	高家賃の人	賃貸契約書または直近3ヶ月分の 家賃の領収書	
	他世帯と同居していて生活上不便な人	現在の世帯の住民票謄本 (居住世帯全員分) <u>市内在住の方で住民票閲覧に 同意する場合は省略可</u>	市民課 各総合支所地域生活課
	家族構成上、間取りの狭い人	現住所の平面図	
	令和8年1月1日時点で都城市外に住民票があった人や 現在、市外に住民票がある人	所得証明書(令和8年度)	都城市に転入する前の 市区町村

※ 都城市内に持ち家(共有名義含む)が無い人は、都城市分の「(無)資産証明書」の提出を省略できる場合があります。

※ 上記のほかに必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【7】契約について※提出期限: 10月19日(月)～10月21日(水)午後4時30分まで

入居審査が終了し、入居が決定した日から契約書提出期限までに契約書と敷金(家賃3ヶ月分)を提出していただきます。契約には、連帯保証人が2名必要です。

連帯保証人は、入居者全員の合計収入と同程度以上の収入がある方、市町村税等の滞納がない方に限られています。同一世帯から2人の保証人は認められません。

(提出書類等)

	書類等	備考
○	契約書	連帯保証人の署名・押印(実印)2名分
○	敷金(家賃の3ヶ月分)	
○	連帯保証人の印鑑登録証明書	
○	連帯保証人の収入を証明する書類	令和8年度所得証明書または収入証明書 <u>市内在住の方で所得状況調査に同意する場合は省略可</u>
○	連帯保証人の滞納のない証明書	様式がない場合は、過去3年分の納税証明書 <u>市内在住の方で納税状況調査に同意する場合は省略可</u>

◎家賃債務保証法人について

都城市と協定を結んだ家賃債務保証法人と契約することで、連帯保証人を免除できます。

家賃債務保証法人と契約するためには審査があり、合格した方のみ保証会社と契約できます。

(保証内容)

保証会社名	1年目(初回)	2年目以降	収納代行手数料
ナップ賃貸保証(株)	月額家賃の100% ※最低保証料1万円	毎年1万円	330円/月

※家賃の滞納が発生したときは、保証会社が代わりに家賃を立替払いします。しかし、契約者の支払いが免除されるわけではありませんので、御注意ください。

【8】入居までのスケジュールについて

<10月> 10/9(金)9:30～ 抽選会

日	月	火	水	木	金	土
9/27	28 ←	29	30	10/1	2	3
入居申込み受付 9月28日(月)～10月5日(月) 午後4時30分まで						
4	5 → 申込み〆切	6	7	8	9 抽選会・内覧 中央公民館又は各総合支所	10
11	12	13 ←	14	15	16 審査書類〆切	17
入居審査書類提出 16日 午後4時30分まで						
18	19	20	21 →	22 ←	23	24
契約書提出 21日 午後4時30分まで		契約書〆切		審査期間 10月22日、23日		
25	26	27	28	29	30	31
11/1	2 鍵渡し	3 入居日	4	5	6	7

※ 土・日・祝日に書類等の提出はできません。また、決められた日時以外での下見はできません。

※ 抽選会で当選された方や抽選無しで入居が決定した方は、上記の期限内に入居審査書類や契約書等の提出が必要です。締切日に提出が間に合わない場合は、入居決定が無効になる事があります。

【問合せ・書類等提出先】



住宅施設課(市役所3階) 市営住宅担当 TEL:23-3105

山之口総合支所産業建設課:57-1312 高城総合支所産業建設課:58-2310

山田総合支所産業建設課:64-1113 高崎総合支所産業建設課:62-1113